

個人向け国債（固定・3年）

2019年4月1日現在

商品名（愛称）	個人向け国債（固定・3年）
販売対象期間	・個人のみ ・3年
購入 (1) 購入方法 (2) 購入金額 (3) 購入単位 (4) 募集発行	・募集期間、募集取扱要項の通知日の翌営業日（＝各発行月前月の第3営業日）から発行月の前月の最終営業日までの間 ・1万円以上 ・1万円単位 ・募集：毎月 ・発行：各15日（15日が休日の場合は翌営業日）
利率	・金利：固定金利「年2回（半年毎）利払い」 ・金利水準：基準金利－0.03% ・基準金利は、募集期間開始日の2営業日前、原則として月初第1営業日「4月、7月、10月、1月において発行する債券については、10年固定利付債入札日となります」において、市場実勢利回りを基に計算した期間3年の固定利付国債の想定利回り ・金利の下限：0.05%
利息の受取方法	・年2回（半年ごと）の利払日に、ご指定口座へお支払いいたします（利払日が休業日の場合は翌営業日となります）
経過利息	_____
中途換金時の 取扱い	・第2期利子支払日（発行から1年経過）以降であれば、いつでも中途換金可能 ・中途換金の特例：保有者が死亡した場合又は大規模な自然災害により被害を受けた場合は上記各利子支払期前であっても中途換金することが可能 ・死亡（相続人の方へのお支払いとなります） ・大規模な自然災害に被災し、所定の要件を満たした場合 ・中途換金にあたっては、以下の区分に応じた中途換金調整額をお支払いいただきます ・中途換金時の換金金額 額面金額＋経過利子相当額－2回分の各利子（税引前）相当額×0.8 （2013年1月10日以降 直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685）
手数料	_____
付加できる 特約事項	・マル優、マル特の非課税制度が利用できる場合もありますので、窓口でご確認ください
リスク情報等	・個人向け国債は、元本と利子の支払いを日本国政府が行うため、安全性の高い金融商品ですが、発行体である日本国の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります ・国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

リスク情報等	<ul style="list-style-type: none"> ・個人向け国債は、元本と利子の支払いを日本国政府が行うため、安全性の高い金融商品ですが、発行体である日本国の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります ・国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務推進部（9時～17時、フリーダイヤル0120-191142）にお申し出ください ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記業務推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務推進部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせ下さい
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国債振替決済制度に基づき国債本券は発行されないため、本券のお引出しはできません 当金庫が振替決済口座により債券の残高を管理いたします ・国債は預金ではないため、預金保険制度の対象外です